



流山市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成31年1月30日に請求のあった「流山市職員措置請求」について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年4月5日

流 山 市 監 査 委 員

佐々木 健



流 山 市 監 査 委 員

海老原 功



別紙

流山市職員措置請求について

第1 請求の受理

1 請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出

平成31年1月30日付けで請求書が提出され、同日受付をしました。また、要件の欠如部分について補正期間を設けました。

3 監査の要旨

請求人提出の流山市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求要旨は次のとおりと解釈しました。

流山市財政白書の現状に対する不当性について

1 請求の要旨

(1) 流山市財政白書は、市民に対して1冊1,000円で販売されているが、部課長及び議員へは無償で配布している。しかし無償ではなく部課長は管理職手当から、また、議員は毎月支払われている政務活動費から市民同様1冊1,000円で購入すべきである。

本来、流山市の収入に当たる議員(28名)分と各部課長(38名)分×1,000円の合計分を回収せず、公金を使用したことは公金横領に当たり、市の信用を失墜させた。

2 措置要求

(1) 財政部長及び財政調整課職員により過去の流山市財政白書は無償で配布した者のリストを作成の上、代金回収作業を実施すること。

(2) 流山市では公金横領は、平成25年度以来となるため首長井崎義治氏の責任問題と当該課の職員の処罰とこの行為を見過ごした流山市監査委員事務局の責任を明確にするよう強く望む。

井崎市長へは、給料を30%から50%カット、減額期間1期4年を求める。

※ 措置請求書に添付された書面（地方自治法（昭和２２年法律第
６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項による）

・平成２８年度決算版流山市財政白書の販売実績について ほか
（添付省略）

４ 請求の受理

本件請求（流山市財政白書（以下「財政白書」という。）の現状に
対する不当性について）は、法第２４２条第１項の事実証明等所定の
要件をおおむね具備しているものと認め、平成３１年１月３０日にこ
れを受理しました。また、一部要件を欠いているため２月１２日から
１９日までの８日間を補正期間としました。

なお、本件請求の要件審査に当たって、「財政白書が議員及び部課
長へ無償で配布していることは、不当な行為に当たるか。」と判断し
ました。

第２ 監査の実施

１ 監査対象事項

（１）財政白書を議員及び部課長に無償で配布することが不当で
あるかどうか、とします。

また、請求人は過去からの分を回収することを求めています
が、監査請求期限について、法第２４２条第２項では「当該行
為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これ
をすることができない」とされていることから平成２８年度決
算版（平成３０年６月発行）分を対象とすることとしました。

（２）監査対象部課

財政部財政調整課を監査対象とし、関係書類を調査するとと
もに関係職員から陳述を聴取しました。

２ 請求人の陳述

請求人に対して、法第２４２条第６項の規定に基づき、平成
３１年３月１４日に陳述の機会を設けました。

【陳述の要旨】

財政白書は、市民に対して1冊1,000円で販売されているが、議員及び部課長には無償で配布されている。

財政白書は商品である。資料だから配りますというが、財政白書の資料編を抜粋して、議員・部課長に配布するのが筋ではないかと思います。資料の範囲を超えています。

財政白書は公金を使って毎年平均32万円の経費で作成し、売上げは12,000円であり、この状況は平成22年から続いている。売上げがこんなものだったら作らない方がいいと指摘しておきたいです。

毎月、議員には政務活動費、部課長には管理職手当が支払われている。本来買うのが筋ではないかということで住民監査請求を行いました。

3 監査対象部課の陳述

平成31年3月14日に財政部財政調整課から陳述を聴取しました。

【陳述の要旨】

(1) 財政白書を有償販売することについて

市が発行する刊行物については、税金等を財源として作成発行しているものであり、受益者負担の観点及び流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第18条第2項の規定により、全世帯に配布されるべきものなどを除き、「文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない」とされていることから、有償販売により費用相当額を市民等から徴収することについては、問題がないものと考えています。

(2) 財政白書の議会及び部課長への無償配布について

財政白書はあくまでも販売することを目的としているものではなく本市の決算状況等を把握し、審査いただく上で、製本された予算書、決算書及び行政報告書と同様に、資料編の抜粋のみならず、製本された財政白書全体が必要な行政資料であり、議会及び

各部課長への無償配布については、何ら問題はないと考えています。

なお、公務上必要な部数を超える部数については、議員及び職員に対しても有償販売しているところです。

4 事実関係の確認

監査対象部課から本件請求について次の事実を確認しました。

(1) 財政白書作成の経緯について

財政白書発行以前は、決算状況を議員及び市民の皆様へ報告するものとしては、法第233条第5項や法第243条の3に基づく「行政報告書」や「財政事情の公表」などによりお知らせしてきましたが、数字の羅列が多く分かりづらいものとなっていました。そのため、議会から強い要望があり、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第23条第4項に基づき、本市の財政運営の透明性の確保と財政情報等を市民に分かりやすく公表することを目的として、財務諸表をはじめ、市の財政状況についての分析や他市との比較などを用いて、分かりやすく、親しみの持てる表現に重点を置いた財政白書の作成を平成22年度から開始しました。

しかし、製本された財政白書の購入要望が寄せられたこともあり、近隣市などの状況を踏まえ検討した結果、財政白書の作成には、印刷等の経費を要していることから、経費の一部について負担していただくため、平成24年度から有償販売を始めることとなったものです。販売価格の1,000円の料金の設定は、費用の一部を負担いただくという主旨から、コピー1枚当たりの単価10円に、財政白書のページ数約100ページとして決定したものです。

(2) 財政白書発行の根拠について

財政白書は、自治基本条例第23条第4項及び流山市健全財政維持条例（平成29年流山市条例第27号。以下「健全財政維持条例」という。）第4条により、発行するものです。自治基本条例第23条第4項では、「市長は、財政運営の透明性を確保するとと

もに、(略) 財政情報及び(略) 中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません」と規定しており、これを受けて、健全財政維持条例第4条で「市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない」と規定しています。

さらに、市長による政策形成過程の説明として、流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号。以下「議会基本条例」という。）第14条では、「議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする」と規定しており、同条第5号には「総合計画における根拠又は位置付け」、同条第6号には「政策等の実施に係る財源措置」、同条第7号には「将来にわたる政策等の効果及びコスト」とあります。

市長は、財政情報を自治基本条例及び健全財政維持条例により市民に分かりやすく公表するため、また議会基本条例により、議会に説明するため、財政白書を発行しています。

（3）議員及び部課長に財政白書を配布していることについて

「地方議会は、住民の代表機関で、住民全体を代表する機関である。そして、その権能は、自治立法（自主法）の定立や予算の議決をすることを中核的機能とする団体の意思決定機関であり、それを基盤として政策形成機能をも有する（政策形成機能は執行機関も有する。）。また、執行機関を監視する監視機関としての機能を担っている。さらに、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関である。」（松本英昭「逐条地方自治法」より）

政策や計画・白書など公表を義務付けられたものを市民に公表する場合には、市民の代表である議会に情報提供し、意見聴取をした後に公表しています。この公表手続は、情報公開条例によるものではなく、より多くの意見を踏まえた情報を市民に提供することを目的としたものです。

このように、自治基本条例及び健全財政維持条例により、多くの意見を踏まえた情報を市民に公表する目的で、議会に対して説明を行い、意見聴取や審査又は説明資料として議会に配布しているものです。これは、市民の代表としての議会の権能に鑑み議会という機関に対して情報提供しているものです。

このことは、予算審査や決算認定審査についても同様であり、議会に対しては、議案及び説明資料を配布しており、議案審査に必要な書類として、議案書、予算書及び決算書を配布しているものです。

したがって、財政白書は議員に配布しているものではなく、議会の権能に鑑み議会に情報提供として配布しているものです。部課長への配布については、行政資料として、議会と同様に提供をするものです。

また、請求人は政務活動費にて購入すべきと主張しますが、資料を購入するか否かの決定は議会の会派が自主的に行うものです。

なお、市では、議案書、予算書、決算書を議会に対して配布するとともにホームページで公表するほか、市民に対しては、図書館及び情報公開コーナーに配架し、公開しています。図書館や情報公開コーナーには有料コピー機があり、複写することができます。財政白書については製本を希望する場合には受益者負担により実費で販売しています。加えて、定価の表示はありません。

第3 監査の結果

1 監査委員の判断

請求人は、財政白書を議員及び部課長に無償で配布したことが不当であるとし、配布費用を回収すべきと主張しています。

当該措置請求にある議員への財政白書の配布については、審査資料等として議会に情報提供するためのものであり、審査上必要な行為であると認められることから、住民監査請求の違法・不当な財務行為又は怠る事実には該当しないと判断しました。

また、部課長への財政白書の配布については、行政資料として提供するものであると認められることから、住民監査請求の違法・不当な財務行為又は怠る事実には該当しないと判断しました。

2 監査の結果

(1) 結論

請求人の請求に理由がないことから請求を棄却する。

(2) 理由

ア 財政白書を議員及び部課長に配布することについて

市長は、財政情報を自治基本条例及び健全財政維持条例により市民に分かりやすく公表し、並びに議会基本条例により、議会に説明を行っているものと考えられます。市では、政策や計画・白書などについて公表を義務付けられたものについて、市民に公表する場合には市民の代表である議会に情報提供し、その上で、市民にも情報提供しています。公表を義務付けられた刊行物を公表するに当たり、議会に情報提供することは不当な行為ではありません。また、部課長にも行政資料として提供しているものであり、不当とは認められません。

イ 有償とすることについて

財政白書は、議会に情報提供するとともに、市民には情報提供としてホームページに公開し、情報公開コーナー・図書館で配架しており、なお、製本を希望する場合に実費相当分を負担してもらうことは、購入者の要望に応えるためのものと考えます。

また、市民に有償で販売するかどうかの判断は、作成経費や作成目的、用途など様々な視点を考慮する必要がありますが、「あらかじめ利用者からの求めを予想し」、行政資料を「一般有償頒布用として増刷し、住民の利便に供することは可能」とされています。（地方自治制度研究会編集「地方財務実務提要」2634頁）

意見

市民に対し積極的に情報を公開するとともに十分な説明責任を果たすことが求められています。情報公開の方法については、ホームページで公開し、情報公開コーナー・図書館で配架し、なお、製本を希望する場合に実費相当額を負担してもらうことは理解できます。しかし最近、情報公開や情報提供に対する関心が高まり、行政資料を一般市民が利用することについて、積極的にこれらを公開・提供することも必要になってきています。

このため、刊行物を有料とする例規等の必要性を検討すべきと考えます。